附属書Ⅱに掲げるふくろう目（spp.）（鳥綱ふくろう目）の注釈を次のように改める。
スケログラウクス・アルビファキエス及び附属書Ⅰに掲げる種を除く。
附属書Ⅱに掲げるケロディナ・ムコルディ（爬虫綱かめ目へびくびがめ科）に、次の注釈を付する。
野生の標本については、零の割当てとする。
附属書Ⅱに掲げるかめ目いしがめ科のバタグル・ボルネエンシィス、バタグル・トリヴィタタ、ヘオセミュス・アナンダリイ、ヘオセミュス・デプレサ、マウレミュス・アナメンシィス及びオルリティア・ボルネエンシィスに、次の注を付する。
注7　商業的目的で取引される野生の標本については、零の割当てとする。
附属書Ⅱに掲げるかめ目いしがめ科のクオラ（spp.）に次の注釈を付する。
商業的目的で取引されるクオラ・アウロカピタタ、クオラ・フラヴォマルギナタ、クオラ・ガルビニフロンス、クオラ・ムコルディ、クオラ・モウホティイ、クオラ・パニ、クオラ・トリファスキアタ、クオラ・ユナネンスィス及びクオラ・ゾウイの野生の標本については、零の割当てとする。
附属書Ⅱに掲げるキトラ（spp.）（爬虫綱かめ目すっぽん科）に、次の注釈を付する。
附属書Ⅰに掲げる種を除く。
附属書Ⅱに掲げるレオバトラクス（spp.）（両生綱無尾目かめがえる科）に、次の注釈を付する。
レオバトラクス・スィルス及びレオバトラクス・ヴィテルリヌスを除く。
附属書Ⅱに掲げる植物界じんちょうげ科のアキラリア（spp.）及びギリノプス（spp.）に付された注釈「(#4)」を「(#14)」に改める。
解釈7#3を次のように改める。
#3　根の全体、薄く切られた根及び根の一部（粉末、錠剤、抽出物、強壮剤、茶、菓子等製造された個体及び派生物を除く。）
解釈7#9を次のように改める。
#9　次のものを除く全ての個体の部分及び派生物
「ボツワナ、ナミビア又は南アフリカの条約管理当局との取決めに従い規制された収穫及び生産を通じて得られたホオディア（spp.）から生産されたもの」のラベルの付された個体の部分及び派生物
解釈7#12を次のように改める。
#12　丸太、製材品、薄板、合板及び抽出物。抽出物を成分として含む完成品（香料を含む。）を除く。
解釈7に次のように加える。
#14　次のものを除く全ての個体の部分及び派生物
(a)　種子及び花粉
(b)　試験管中で固体又は液体の培地によって作成された実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの
(c)　果実
(d)　葉
(e)　成分を含有しない沈香粉末（全ての形状の圧縮粉末を含む。）
(f)　包装され、小売用に準備された完成品（ビーズ、数珠及び彫刻品を除く。）

○外務省告示第二百一号

サウジアラビア王国政府は、「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約」の加入書を平成二十五年五月三日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十五年八月三日にサウジアラビア王国について効力を生ずる。
（平成二十五年五月三日付け世界知的所有権機関事務局長回章）
平成二十五年六月十二日
外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百二号

平成二十五年五月二十三日に東京で、タケク上水道拡張計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。
1　援助の目的及び内容　タケク上水道拡張計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十六億四千三百万円
3　贈与の供与期限　平成三十年十二月三十一日まで
4　署名者
日本側　岸田文雄外務大臣
ラオス側　トンルン・シースリット副首相兼外務大臣
平成二十五年六月十二日
外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百三号

平成二十五年五月二十三日に東京で、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。
1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億五千万円
3　贈与の供与期限　平成三十年十二月三十一日まで
4　署名者
日本側　岸田文雄外務大臣
ラオス側　トンルン・シースリット副首相兼外務大臣
平成二十五年六月十二日
外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第百九十五号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。
平成二十五年六月十二日
厚生労働大臣　田村　憲久
「オーストラリア　北マリアナ諸島」に、「アメリカ合衆国（ニューヨーク州を除く。）」に、「スウェーデン　スペイン」を「スウェーデン」に、「デンマーク　ドイツ」を「デンマーク」に改める。

○農林水産省告示第千九百二十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、製材の日本農林規格（平成十九年八月二十九日農林水産省告示第千八十三号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十五年九月十日から施行する。
平成二十五年六月十二日
農林水産大臣　林　芳正
（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の製材の日本農林規格により格付の表示が付された製材については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千九百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十五年六月十二日
農林水産大臣　林　芳正
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
島根県浜田市旭町都川二五八八の二、二五八八の五、二五八八の一六
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十五年六月十二日
農林水産大臣　林　芳正
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成八年四月八日農林水産省告示第四百八十号（二に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び二戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）